

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



暦の上では9月となりましたが、まだまだ暑い日が続いています。夏バテは、ちょっと涼しくなった頃にやってくると聞いております。皆様お気をつけください。

私どもの事務所を皆様にもっと身近な存在として感じてほしいと願い、この季刊誌の発行を思い立ち、かれこれ3号目となります。5月に立ち上げたホームページの更新は、当初の予定通りに行かず、皆様ご不満かと思いますが、これから少しずつ充実させていこうと考えております。とりあえず9月から毎月末更新を目標としていきます。

ご要望・ご不満等ございましたら遠慮なさらずご意見を伺わせてください。よろしく願いいたします。

公認会計士 中村元彦

公認会計士 中村友理香

目次:

ご挨拶	1
キャッシュフロー経営とは	1
注目！源泉分離課税の行方	2

キャッシュフロー経営とは

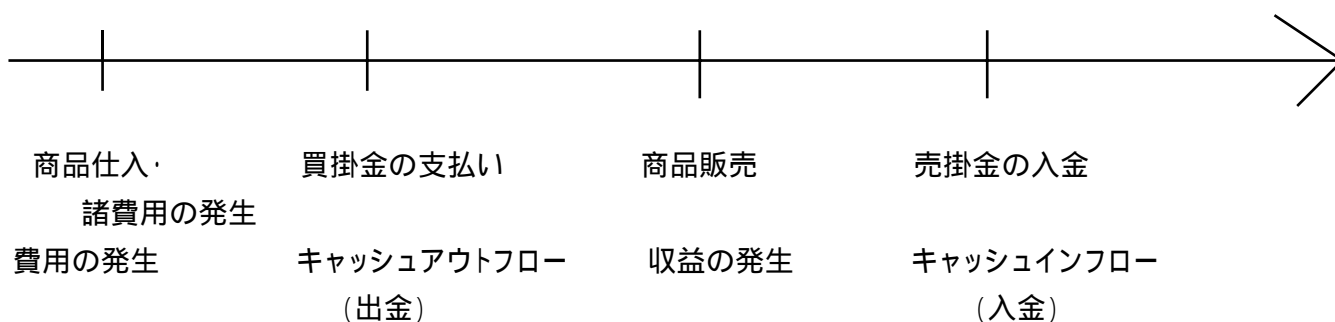
最近「キャッシュフロー経営」という言葉が盛んに叫ばれていますが、このキャッシュフロー経営とは一体何なのでしょうか？

「勘定合って銭足らず」、「黒字倒産」といった現象がありますが、キャッシュフロー経営とは正にこれらの発生を未然に防ぐ経営方法といえます。

「キャッシュフロー」という言葉は以前から使われている言葉であり、簡単にいえばお金の「入金」と「出金」の流れのことです。ただし、単なる現金の動きだけでなく、「企業の財務実態を正確に知る手段」、「企業価値の測定手段」等として使うことが可能です。

企業価値の測定手段として「損益計算書」があるではないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、この「損益計算書」はどれだけの投下資本がどれだけの収益を生んだのかを表わす計算書といえます。しかし、いくら多額の売上が計上されたからといっても、売掛金の回収が行われなければ、「キャッシュ」は生じません。つまり、発生会計上で計上される「収益 = 売上」、「費用 = 仕入、諸費用」の計上時期と、実際の資金の動きは異なっているため、「収益 = キャッシュ」とはならないのです。

以下の図をご覧になれば理解しやすいかと思います。



会計上で計上される、「収益 = 売上高」、「費用 = 仕入高」の計上時期と、実際のお金の動きは異なっています。例えば と の間に決算期末があるとすれば、収益は今期の計上となりますが、お金の入金は来期となります。これが「利益」≠「キャッシュ」の理由です。

「勘定合って銭足らず」とは、 の収益はどんどん上がるけれども、 の売掛金の回収が進まず、 の買掛金の支払いが先行し、運悪くすれば資金ショート = 「黒字倒産」を起こすリスクがあるということです。

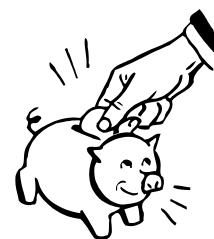
一般的にキャッシュとは

現金 = 手元現金及び要求払い預金(当座、普通、通知預金等)

現金同等物 = 取得日から満期又は償還日までの期間が3ヶ月以内の短期投資である

定期預金、譲渡性預金、公社債投資信託等

の上記、 をあわせたもののことを指します。



キャッシュフローの増減内容は、営業活動、投資活動、財務活動、の3種類によって説明することが出来ます。2000年3月期決算より、株式公開企業においては、上記の3種類の活動によるキャッシュの流れを表した「キャッシュフロー計算書」の作成が義務付けられています。作成が義務付けられていない、非公開企業においても、この「キャッシュフロー計算書」の概念は、従来から一般的に作成されている「資金繰り表」と大体同じです。 の営業活動とは企業本来の活動であり、 の投資活動とは有価証券・固定資産の購入・売却活動であり、 の財務活動とは借入の実行・返済、株式の発行等の活動のことです。

キャッシュフロー経営のポイントは、支払い・決済条件、在庫の保有状況等の見直しを行い、不要資産の洗い出し等を行い、これらの行為により、キャッシュの循環が有効かつ効率的に行われているか、キャッシュの滞留が生じていないか、投資と運用のバランスが取れているか等の事実を把握し、総合的に意思決定を行うことにあるといえるでしょう。キャッシュの流れが理解できていれば、たとえ資金不足の事態が起きることが予測されても、例えば適切な時期に借入を行い、無駄な利息の支払いを避ける等の対応をとることが可能です。これらの実現には、予算制度の導入が不可欠であり、予算と実績の乖離が何から生じているのかをつきとめ、これをさらに今後の経営上の意思決定に反映させていくこととなります。「PLAN」「DO」「SEE」をよりはっきりさせていく必要があるのです。

注目！源泉分離課税廃止の行方

以前の季刊誌で、株式譲渡益に対する課税については、来年4月から源泉分離方式が廃止され、原則申告分離方式に一本化されるとお伝えしましたが、現在の税制審議で、この一本化を見直す意見が出されています。課税方式が決定されましたら、HPでお知らせしていきたいと思っております。



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。